公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和６年６月28日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　藤巻　浩之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名
Ｒ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
Ｒ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　東京都江戸川区東篠崎町地先～千葉県市川市河原地先
⑷　工事内容
１）Ｒ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事にかかる技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）
㋐　技術協力業務　１式、打合せ１式
㋑　予定工期　契約締結の翌日から令和６年12月27日まで
㋒　再委託　本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない
２）Ｒ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事（以下「建設工事」という。）
㋐　水閘門新設工（水門純径間17m、閘門純径間17m）河川土工　１式　盛土工約35,000㎥　法覆護岸工　１式　地盤改良工　１式　水門本体工　１式　既製杭工　約170本　矢板工　約240枚　床版・堰柱・門柱・操作台・胸壁工　約5,900㎥　翼壁工　約1,200㎥　水叩工　約470㎥　中壁工　１式　閘室本体工　１式　既製杭工　約50本　矢板工　約50枚　床版工約1,800㎥　中壁工　１式　護床工　１式　閘門本体工　１式　既製杭工　約20本　矢板工　約80枚　床版・堰柱・門柱・操作台工　約2,000㎥　護床工　１式　根固工　１式　構造物撤去工　１式　仮設工　１式　土留・仮締切工　１式　上屋工　１式
㋑　工期　契約締結の翌日から令和11年２月28日まで
⑸　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、工事の随意契約相手方として特定する。
⑹　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
⑺　参考額　建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は1,000万円程度（税込み）、工事規模は67億円から73億円程度（税込み）を想定している。
⑻　建設工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、説明書別表－１による。
①　「工事環境の改善」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　建設リサイクル法対象工事
④　総価契約単価合意方式
⑤　出来高部分払方式
⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑦　「設計審査会」の設置対象工事
⑧　難工事指定工事
⑨　ＩＣＴ活用工事【土工（発注者指定型）】
⑩　ＩＣＴ活用工事【法面工（施工者希望Ⅱ型）】
⑪　ＩＣＴ活用工事【地盤改良工（施工者希望Ⅱ型）】
⑫　ＩＣＴ活用工事【基礎工（施工者希望Ⅱ型）】
⑬　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】
⑭　週休２日制適用工事（月単位）
⑮　「生産性向上チャレンジ」の試行工事
⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑰　ＣＣＵＳ義務化モデル工事
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年６月28日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からＲ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐、㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　水門、閘門（陸閘は除く）、可動堰のいずれかの工事であること。
ただし、最大径間長が10m以上であること。
なお、最大径間長とは、１径間以上を有する構造物の最大の径間長をいう。
㋑　一重矢板式、二重矢板式、セル式、鋼管のいずれかの仮締切を伴う工事であること。
ただし、上記㋐、㋑は維持修繕工事、機械設備工事は除く。
また、上記㋐、㋑は同一工事であること。
申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐または㋑のいずれかの施工実績を有すること。
特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐または㋑のいずれかの施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。